

官民研究開発投資拡大プログラム運営委員会等における利益相反について

府政科技第 6 3 4 号  
平成 2 9 年 7 月 6 日  
内閣府政策統括官  
(科学技術・イノベーション担当)

官民研究開発投資拡大プログラムにおける運営委員会等の運営にあたり、利益相反に係る規定を次のとおり定める。

- 1 構成員と利害関係が生ずる可能性があるとして座長が判断した議事を運営委員会等において取り扱う場合、座長は内閣府に相談のうえ、当該構成員に対し、議決権の放棄、退席等を命ずることができる。
- 2 利害関係の定義は、国家公務員倫理規程（平成 12 年 3 月 28 日政令第 101 号）及び関係各省庁の規程を準用する。
- 3 運営委員会等の開催前に退席等の判断を容易に行えるようにするため、座長は議事を可能な限り早期に明確化して関係者に示すとともに、第 1 項に示す案件に該当するかどうかを、座長を含む関係者で検討することとする。